

23 私立学校入学者資格の取調（明治三十二年八月）

(欄外注記2)  
(欄外注記<sup>1</sup>)  
 明治三十二年八月十九日受  
 第三課主任属梶浦鉢之助(印)  
 (欄外注記)  
 知事 内務部長(代理・俵印) 第三課長(岡印) (後藤印)  
 私立学校入学者資格等取調ノ件

(朱書)  
 〔三笑〕二四五号

左記ノ事項調査上必要ノ義有之候条至急取調御回報有之度此段及照会候也

年 月 日  
 内務部長

各郡区長宛

但北豊島 南足立 南葛飾ノ三郡ヲ除ク

(左記)

一私立学校（小学校中学校ヲ除ク）ニ入学ヲ許スヘキ者ノ年齢及学力

一私立学校（小学校中学校ヲ除ク）学科課程表

(神田麹町豊多摩ノ三ヶ所ヘハ左ノ追テ書ヲ加フ)



同 錦町三丁目拾番地

東京医学院

八四

同 皆川町拾四番地

知常館

同 今川小路三丁目九番地

簿記学専修館

同 表神保町拾番地

奇文欣賞塾

同 東松下町拾四番地

日本学校

同 仲猿楽町拾五番地

泰東学校

(欄外注記1)  
「収受三癸二四五号」「施行十月二十四日」

623  
B6  
3

不 不 廃 廃

〔第三課文書學務官房〕